平成２２年（フ）第７０７３号
大阪府東大阪市横枕12番27―113号
債務者　上原　逸代
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０１号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―912号
債務者　清水　泰貴
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１４５号
大阪市天王寺区城南寺町５番34―811号
債務者　前田　　強
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５０号
大阪府東大阪市荒川３丁目15番26号　センチューリシティーマンション205号
債務者　正岡レベッカこと　マサオカ・レベッカ・フェルナンデス
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５６号
大阪府豊中市日出町１丁目５番３号
債務者　郷　　雅之
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１６３号
大阪府門真市宮前町13番３号
債務者　沖松　純一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７５号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目８番25号　平成ハイツ201号
債務者　後藤アキヱ
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７号
岡山県倉敷市中畝７丁目13番６号　アールグレイ205
債務者　綱澤　和美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
広島県三次市十日市西５丁目６番１―１号
債務者　高平　敏幸
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２１３号
北海道勇払郡安平町早来北町55番地53
債務者　阿部　和恵
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１７号
北海道苫小牧市宮前町１丁目５番31号
債務者　長内　千春
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２９号
北海道苫小牧市新中野町２丁目16番７号
債務者　森岡　修治
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２３０号
北海道苫小牧市新中野町２丁目16番７号
債務者　森岡　美幸（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２３５号
北海道苫小牧市桜木町４丁目３番23号
債務者　泉　智香子（旧姓高森）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８６号
北海道北見市北２条東２丁目６番地１　サンライズ北二条団地22号、住民票上の住所北海道北見市若松304番地４
債務者　小林　眞弓（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
北海道網走郡津別町字共和125番地23
債務者　布瀬　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
北海道北見市北進町１丁目10番１―13号
債務者　松本　智美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係